

# 改正民法（家族法制）の概要

法務省民事局参事官  
北村治樹 Haruki Kitamura

令和6年5月17日、「民法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第33号）（以下、この改正法を「本改正法」といい、本改正法による改正後の法律の規定を指すときは「新民法●条」のようにいう。）が成立した。

父母の離婚後の子の養育の在り方は、子の生活の安定や心身の成長に直結する問題であり、父母の離婚に直面する子の利益を確保するためには、父母が離婚後も適切な形で子の養育に関わり、その責任を果たすことが重要である。本改正法は、父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益を確保するために、父母の離婚後の子の養育に関する民法等の規定を見直すものである。

本稿では、本改正法の概要を紹介したい。なお、本稿中意見にわたる部分は筆者の個人的見解である。

## I 改正に至る経緯

### 1 改正案の提出に至る経緯

平成23年に児童虐待防止の観点から親権の喪失・停止に関する法改正がされた際には、衆議院及び参議院の法務委員会の附帯決議において、父母の離婚後の親権、養育費、親子交流に

ついでの検討が求められた。

これらの課題については、令和3年2月に、法務大臣から法制審議会に対する諮問がされ、同年3月から、法制審議会家族法制部会（部会長・大村敦志学習院大学法科大学院教授）における調査審議が開始された。

家族法制部会においては、部会委員・幹事による議論のほか、合計27人からのヒアリングが行われた。

令和4年11月には、「家族法制の見直しに関する中間試案」が取りまとめられ、同年12月から令和5年2月までの間に実施されたパブリック・コメントの手続においては、多くの団体・個人から、合計8000件以上の意見が寄せられた。

その後、家族法制部会において、それらの意見を参考にした調査審議が進められ、令和6年1月の家族法制部会第37回会議において、「家族法制の見直しに関する要綱案」が出席委員の賛成多数により取りまとめられた。また、民法等の改正内容の案を提示する要綱案の取りまとめに当たっては、一部の委員から、その改正が実現した際にはその改正内容及びその解釈上参考となる事項を適切に周知する必要がある旨などを指摘する附帯決議をすることが提案され、出席委員の賛成多数により決議がされた。

令和6年2月の法制審議会総会においては、